

裁判例リスト

	裁判例	事業内容	概要	判示内容
1	東京地判平成 23 年 11 月 17 日 平 23 (レ) 26 号不当利得返還 請求控訴事件	旅館・ホ テル	◆権利能力なき社団（大学のクラブチーム）である控訴人が、被控訴人経営の旅館の宿泊予約を取り消した際に被控訴人に支払った取消料について、被控訴人には上記取消料を受領する法律上の原因がない旨主張して、不当利得返還請求をしたところ、請求が棄却されたことから、控訴した事案。 ◆なお、認定された事実によれば、被控訴人は、本件宿泊先の一般客の料金を 1 泊 2 食 7350 円以上として、取消料も宿泊料金の 100%と定めていたところ、控訴人が学生により構成されるクラブチームであることを考慮して、宿泊料金は 1 泊 3 食 6615 円としており、取消料も宿泊料金の 70%相当額を徴収するに留めたものとされている。	◆「平均的な損害」とは、同一事業者が締結する同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害額であり、具体的には、当該解除の事由、時期に従い、当該事業者が生ずべき損害の内容、損害回避の可能性等に照らして判断すべきものと解する。 ◆解除の事由についてみると、控訴人は、部員が新型インフルエンザに罹患したことにより本件予約を取り消したことを「平均的な損害」の額の減額事由として主張するが、本件においては、かかる事情が被控訴人に生ずべき「平均的な損害」の額に影響を与えるとは認められないから、控訴人の主張は採用できない。 ◆被控訴人は、本件予約の取消しにより、宿泊料金 120 万 2805 円＋グラウンド使用料金 7 万 0500 円－（食材費 33 万 1411 円＋光熱費、クリーニング費用及びアメニティー費用計 14 万 4049 円）＝79 万 7845 円の損害を免れ得なかったものと認められる。 そして、・・・他に基準となるべきものが見当たらない以上、上記損害額が、本件予約の取消しにより被控訴人に生ずべき「平均的な損害」に当たるものと解するのが相当である。 ◆被控訴人は、控訴人が学生の団体であるから特別に宿泊料金を値下げしたのであり、この点を「平均的な損害」の算定に際して考慮すべき旨主張するが、宿泊料金を値下げしたのは被控訴人が自らの利益を減らしてまで集客を行ったことによるものであるから、これを「平均的な損害」の算定において考慮すべきものとはいえず、被控訴人の上記主張は採用できない。
2	京都地判平成 24 年 11 月 20 日 平 23 (ワ) 146 号解除料条項使用 差止請求事件	電気通信 事業	◆適格消費者団体である原告が、携帯電話を利用する 3 G 通信サービスに関する契約約款中の、2 年の定期契約期間中に料金種別を変更または廃止する場合に解除料を支払う旨の条項は、消費者契約法 9 条 1 号又は 10 条に反し無効であると主張して、移動体通信事	◆平均的損害の額とは、同一事業者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的損害の額をいうものであり、具体的には、解除の事由、時期等により同一区分に分類される複数の同種の契約の解除に伴い、当該事業者が生じる損害の額の平均値を意味するのであり、当該契約の特性などを考慮に入れて算定されるべき ◆・・・民法上、損害賠償の予定ないし違約金を請求する際には、逸失利益の

			業等を目的とする被告に対し、本件解除料条項を含む契約約款を用いた意思表示をすることの差止めを求めた事案	考慮が許されるのが原則であり、本件契約が解除された場合も民法の原則上は逸失利益の考慮が許されること、逸失利益の請求が不当な類型とされるものについては、特定商取引法 10 条 1 項 4 号や 25 条 1 項 4 号、49 条 4 項 3 号、同条 6 項 3 号、58 条の 3 第 1 項 4 号、割賦販売法 6 条 1 項 3 号及び同項 4 号など民法の一般原則を修正するための要件が明文で定められているが、法 9 条 1 号には何らそのような定めはないことからすれば、本件当初解除料条項について逸失利益の考慮が許されないとする理由はない。 ◆…上記のように、〇〇プランは、2 年間という期間が定まっている継続的契約であり、解除の時期により損失の埋め合わせができる性質のものではなく、2 年間の使用の継続による利益が見込まれることからすれば、平均的損害は、〇〇プランが解約されることにより被告に生じる逸失利益…に平均解約期間と契約期間である 2 年間との差の期間…を乗じた金額をいうものと解すべきである。 ◆…音声通話料金やデータ通信料金（以下「通信料等」という。）による利益については、消費者の使用量により金額が変動するという性質を有するものであること、解約を指向する消費者においては解約をしなかったときに使用量を抑制する可能性があることからすれば、通信料等の平均金額が本件契約期間の 2 年間を通じて存続することを前提として、本件逸失利益を算出することは妥当ではない。 …そこで、本件逸失利益を検討するに当たり、通信料等に関する収入と費用を除き、基本使用料やオプション料、保証料金などの固定的な費用を基礎に算定することとする。
3	大阪高判平成 25 年 7 月 11 日 平 24（ネ）3741 号解除料条項使用差止請求控訴事件 ※【2】の控訴審	電気通信事業者	◆適格消費者団体である控訴人が、携帯電話を利用する 3 G 通信サービスに関する契約約款中、2 年の定期契約期間中に料金種別を変更又は廃止する場合に消費者が解除料を支払う旨の条項は、消費者契約法 9 条 1 号又は 10 条に反し無効であるとして、被控訴人に対し、本件解除料条項を含む契約約款を用いた意思表示をすることの差止めを求めたところ、原審で請求を棄却されたため、控訴	◆…解除に伴い、当該事業者が生ずべき平均的な損害とは、あくまでも民法 416 条を前提としつつ、そこで生ずる損害を、当該事業者が締結する多数の同種契約について定型化した基準であると解するのが相当であり、このように解する以上、法 9 条 1 号の平均的な損害は、民法 416 条にいう「通常生ずべき損害」と同義であって、事業者の営業上の利益（逸失利益）が含まれる。 ◆…①被控訴人の〇〇プランは、平成 22 年 4 月 27 日にサービスを開始したものであるところ、平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの間に、被控訴人と本件契約を締結した契約者の平成 23 年 5 月分の平均収入（ARPU）

			した事案。 は、〈中略〉であり、他方、同月分の変動コストは、〈中略〉であったので、変動利益は、●●●円であったこと、②平成 22 年 4 月及び 5 月に被控訴人と本件契約を締結した契約者の平均解約期間は、●●●か月であったことがそれぞれ認められる。 …以上によれば、本件契約が解除された場合に、被控訴人は、1 か月当たり、平均して 1 契約あたり●●●円の営業上の利益を喪失することになり、かつ、本件契約の契約期間が 2 年間であることからすると、解除後の平均残存期間は、●●●か月であるから、契約期間である 2 年間の中途における解除によって、被控訴人に生じる逸失利益の額は、●●●円に●●●か月を乗じて得られる金額である 4 万 7689 円（1 円未満切り捨て）であり、これが法 9 条 1 号にいう平均的な損害に当たるといふべきである。 ◆…控訴人は、本件契約の解除を指向する消費者は、一切携帯電話を使用しないこともできるから、被控訴人が解除によって失う営業上の利益の算定に際しては、通信料に係る収入及びコストを考慮すべきではなく、また、△△プラン及びあんしん保証パックはいつでも解約することが可能であるから、これらに係る収入も考慮すべきではない旨主張する。 しかしながら、…法 9 条 1 号にいう平均的な損害とは、同一事業者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額をいい、合理的な算出根拠に基づき算定された平均値を意味すると解すべきであるところ、本件契約の解除を指向する消費者が一切携帯電話を使用しないことが一般的であるとはいえないのであるから、通信料に係る収入及びコストを除外して逸失利益を算出するのが合理的であるということとはできない。また、…△△プラン（通信料割引サービス）及びあんしん保証パックはいつでも解約可能であることが認められるものの、…△△プラン及びあんしん保証パックに係る収入及び経費の額自体が、被控訴人と本件契約を締結した顧客（対象となる顧客の中には、当初から、これらのサービスに関しては契約内容に含めなかった者や途中でこれらのサービスに関する部分を解約した者が含まれているものと考えられる。）1 人当たりの平均値であることに鑑みると、これらサービスに係る収入及び経費を除外すべきであるともいえない。したがって、この点に関する控訴人の主張は採用できない。
--	--	--	---

4	京都地判平成 24 年 7 月 19 日 平 22 (ワ) 2497 号・平 23 (ワ) 917 号・平 24 (ワ) 555 号 解約違約金条項使用差止請求事件 (第 1 事件)、不当利得返還請求事件 (第 2 事件)、不当利得返還請求事件 (第 3 事件)	電気通信事業	◆適格消費者団体である原告法人が、被告に対し、携帯電話を利用する通信サービス契約締結時に現に使用等している、2 年間の定期契約を契約期間途中で解約する際に解約金を支払う旨定める契約条項は、消費者契約法 9 条 1 号及び 10 条により無効であると主張して、同定期契約を締結する際、同解約金条項を内容とする意思表示をすることの差止めを求めるとともに、被告との間で本件定期契約を締結し、契約期間途中で解約して解約金を支払った原告らが、本件解約金条項の無効を主張して、不当利得の返還を求めた事案。	◆法 9 条 1 号が、解除に伴う損害賠償の予定等を定める条項につき、解除に伴い事業者が生じる平均的損害の額を超過する損害賠償の約定を無効とした趣旨は、事業者が、消費者に対し、消費者契約の解除に伴い事業者「通常生ずべき損害」(民法 416 条 1 項)を超過する過大な解約金等の請求をすることを防止するという点にある。したがって、法 9 条 1 号は、債務不履行の際の損害賠償請求権の範囲を定める民法 416 条を前提とし、その内容を定型化するという意義を有し、同号にいう損害とは、民法 416 条にいう「通常生ずべき損害」に対応するものである。 ◆契約締結後に一方当事者の債務不履行があった場合に、他方当事者が民法 415 条、416 条により請求のできる損害賠償の範囲は、契約が約定どおり履行されたであれば得られたであろう利益(逸失利益)に相当する額である。したがって、本件定期契約の中途解約に伴い被告に生じる平均的損害を算定する際にも、上記民法の規律を参照し、中途解約されることなく契約が期間満了時まで継続していれば被告が得られたであろう通信料収入等(解約に伴う逸失利益)を基礎とすべきである。 ◆民法の規定により債務不履行に基づく損害賠償請求をする際、当該債務不履行に起因して債権者が支出を免れた費用等がある場合には、その額を控除して賠償額を算定することとされている。したがって、法 9 条 1 号における平均的損害の算定にあたっては、解約に伴い事業者が支出を免れた費用を解約に伴う逸失利益から控除すべきである。
5	大阪高判平成 25 年 3 月 29 日 平 24 (ネ) 2488 号 解約違約金条項使用差止請求、不当利得返還請求控訴事件 ※【16】の控訴審	電気通信事業	◆適格消費者団体である 1 審原告法人が、1 審被告に対し、携帯電話を利用する通信サービス契約締結時に現に使用等している約款記載の、2 年間の定期契約を契約期間途中で解約する際に解約金を支払う旨の条項は、消費者契約法 9 条 1 号及び 10 条により無効であるとして、同定期契約を締結する際、同解約金条項を内容とする意思表示をすることの差止めを求めるとともに、1 審被告との間で本件定期契約を締結し、契約期間途中で解約して解約金を支払った 1 審原告らが、本件解約金条項の無効を主張して、不当利得の返	◆法 9 条 1 号は、債務不履行の際の損害賠償請求権の範囲を定める民法 416 条を前提とし、その内容を定型化するという意義を有するから、同号の損害は、民法 416 条にいう「通常生ずべき損害」であり、逸失利益を含むと解すべきである。 ◆…本件通信契約の料金体系は、定額制である基本使用料金と従量制の通信料金を組み合わせたものであり、契約プランの種別によって基本使用料金の額や通信料金の単価等が異なることが認められる。また、契約者は、本件定期契約の契約期間中、自由に契約プランを変更することができ、月々に支払う基本使用料金の額及び通信料金の単価等は増減する。したがって、個々の契約者の月々の通信料金等は、加入している契約プランの種別及び通信量等に応じてばらつきがあり、同じ契約者であっても、契約期間中に一定の変動があり得る。このような料金体系等を考慮すると、本件

			還を求めたところ、原審が請求を一部認容としたため、双方が控訴した事案。	定期契約の解約に伴う逸失利益は、本件定期契約の ARPU を基礎として、その月額を算定し、これに一般に解約がされた場合の本件定期契約の平均残期間を乗ずる方法により行うのが相当である。 なお、平均的な損害の算定にあたって、解約に伴い事業者が支出を免れた費用を解約に伴う逸失利益から控除すべきである。
6	京都地判平成 25 年 4 月 26 日 平成 23 年 (ワ) 第 3426 号結婚式場解約金条項使用差止等請求事件	結婚式場	◆適格消費者団体である原告が、結婚式場等の企画、運営等を業とする株式会社である被告に対し、被告が消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結する際に現に使用し又は今後使用するおそれのある、消費者が解約をする際に被告に対し一定の金員の支払義務があることを定めるキャンセル料条項が、法 9 条 1 号に定める平均的損害を超える違約金を定めるものであり、無効であると主張して、法 12 条 3 項に基づき、被告が消費者との間で上記契約を締結する際、上記キャンセル料条項を内容とする意思表示の差止め及び同条項を使用した契約書の廃棄等を請求する事案。	◆法 9 条 1 号が、解約金等条項につき、解除に伴い事業者が生じる平均的損害の額を超過する損害賠償の約定を無効とした趣旨は、事業者が、消費者に対し、消費者契約の解除に伴い「通常生ずべき損害」（民法 416 条 1 項）を超過する過大な解約金等の請求をすることを防止するという点にある。したがって、法 9 条 1 号は、債務不履行の際の損害賠償請求権の範囲を定める民法 416 条を前提とし、その内容を定型化するという意義を有し、同号にいう損害とは、民法 416 条にいう「通常生ずべき損害」に対応するものである。 ◆契約締結後に一方当事者の債務不履行があった場合に、他方当事者が民法 415 条、416 条により請求のできる損害賠償の範囲は、契約が約定どおり履行されたであれば得られたであろう利益（逸失利益）に相当する額であるから、本件契約の解約に伴い被告に生じる平均的損害を算定する際にも、上記民法の規律を参照し、解約されることなく挙式披露宴が実施されていれば被告が得られたであろう利益を基礎とすべきである。 ◆本件契約を解約された被告が、他の顧客との間で本件契約を締結し、ほぼ同一の日時（少なくとも、被告の主張するとおり、開始時間に 2 時間程度の差が存在するにとどまる場合には、これにあたると解される。）、場所で挙式披露宴を実施したような場合には、再販売がされたものとして、当該挙式披露宴の実施により被告が取得する利益を逸失利益から控除して、平均的損害を算定すべきである。
7	京都地判平成 26 年 8 月 7 日 平 23 (ワ) 3425 号結婚式場解約金条項使用差止等請求事件	結婚式場	◆被告が挙式披露宴実施契約を締結する際に現に使用し又は今後使用するおそれのある解約料（キャンセル料）条項は、設定料金額が高額であるから消費者契約法 9 条 1 号所定の平均的損害を超える部分は無効であるとして、適格消費者団体である原告が本件条項を内容とする意思表示の差止め及び同	◆法 9 条 1 号は、解除に伴う損害賠償の額の予定等について規制するものであるが、解除に伴う損害賠償の場合について、上記債務不履行に基づく損害賠償の場合と別異に解する理由はないから、法 9 条 1 号は、損害賠償の額の算定について民法 416 条を前提とした上で、消費者が不当な出捐を強いられることを防止するという法の趣旨から、公序良俗に反する暴利行為に当たるような場合でなくても、損害賠償の額の予定等を定める条項のうち「平均的な損害」の額を超える部分について無効としたものと解され

			条項記載契約書要旨の破棄等を求めた事案。	る。 ◆本件契約の解除による逸失利益（本件逸失利益）は、本件契約が解除されなかったとした場合に得べかりし利益であるところ、その算定は、サービス料を含む解除時見積額（サービス料も上記得べかりし利益であることに変わりはない。）に、被告における本件契約に係る粗利率を乗じることで行うのが合理的である。 ◆損益相殺については、解除された本件契約のうち、再販売があったものについては損益相殺がされたものと認められ、その額は、「解除時見積額の平均×粗利率（●●●）×再販率」の計算式により算定されるべきである。 ◆…損益相殺後の本件逸失利益は、本件条項①ないし⑩所定の期間ごとに、以下の計算式により算定するのが相当である。 （計算式） 本件逸失利益－損益相殺すべき利益 ＝（解除時見積額の平均×粗利率（●●●））－（解除時見積額の平均×粗利率（●●●）×再販率） ＝解除時見積額の平均×粗利率（●●●）×（1－再販率） ＝解除時見積額の平均×粗利率（●●●）×非再販率
8	京都地判平成 28 年 12 月 9 日 平成 27 年 （ワ）第 1443 号解約料条項使用差止等請求事件	電気通信事業	◆適格消費者団体である原告が、電気通信事業等を目的とする事業者である被告に対し、被告のインターネット接続サービスに関する契約の約款中にある、有料利用開始日から起算して 2 年の最低利用期間を定め、その期間内に消費者が本件インターネット契約を解約したときは、2 年の残余期間分にかかる利用料金全額を一括して支払う旨の条項が法 9 条 1 号及び 10 条により無効であるとして、法 12 条 3 項本文に基づき、本件解約料条項を含む本件約款を用いた意思表示をすることの差止め、及び従業員への上記意思表示をするための事務を行わないことの指示を求める事案。	◆「平均的な損害」の「損害」とは、民法 416 条にいう通常生ずべき損害と同義であると解される ◆9 条 1 号は「解除に伴い」事業者が生ずべき損害であることを前提にしているため、事業者が何らかの費用などを負担したとしても、それが「解除（解約）に伴い」生じるものといえるかについても、検討する必要がある。 ◆…初期工事費用は、契約者による解約の有無にかかわらず、既に発生している費用である。事業者である被告からすれば、経済的には契約者からの利用料徴収によって回収を図るべき初期投資でこそあれ、法的には「解約に伴い」被告に生じる費用ではないのであるから、この一事をもっても、「解約に伴い」被告に生ずべき平均的な損害の算定上反映させることはできない。 ◆他方で、被告は、最低利用期間の利用料を確保する趣旨で、当該期間を設定し、契約者も最低利用期間の設定について合意していること、本件インターネット契約が解約された場合の被告の収支は、契約の種類に応じて

				3500 円から 5500 円までの月額利用料の収入を失う一方で、少なくとも月額 178 円の支出を免れることに鑑みると、当該収支変動の差額分のうち最低利用期間である 2 年間の残余期間分は、解約がなければ、契約に基づき得られた利益を逸失するものであり、解約に伴い被告に生ずべき損害（逸失利益）であるといえることができるから、「平均的な損害」に当たるといえるべきである（逸失利益の算定においては、残余期間分の月額利用料が基本となるものの、本件インターネット契約を解約されることによって被告が支出を免れる費用については、当該解約に伴って生じる損害とはいえないから、これを「平均的な損害」から控除すべきである。）。
9	東京地判平成 21 年 11 月 16 日 平 20（ワ） 17485 号和解金 請求事件	ゴルフ会 員権	◆ゴルフ会員権売買業者である原告が、被告との間で、原告から第三者への転売契約が成立することを停止条件に、被告所有の特定のゴルフ会員権を原告が購入する旨の停止条件付売買契約を締結したのに、被告が売却意思を翻し同契約に違反したことで発生したと主張する約定違約金（売買代金額の 20% 相当）490 万円の支払債務につき、被告が当該債務を自認してその支払を約した和解契約に基づき、和解金の支払を請求したのに対し、被告が、会員権売却を巡り当事者間に成立した契約の法的性質が売買であることを争った（会員権の原被告間の停止条件付売買ではなく、売却の媒介又は売却事務処理手続を依頼した委任又は準委任契約に過ぎないと主張した）上で、被告による売却意思撤回が契約違反にあたることを争い、あるいは同契約上の違約金特約は無効（公序良俗違反、消費者契約法 10 条又は同法 9 条 1 号「平均的な損害が皆無であること」による全部無効）であるとして、本来であれば存在しない違約金債務が存在することを前提に締結した前記和解契約の錯誤無効、あるいは前記和解契	◆転売契約が成立する前の予約契約段階でこれが撤回された場合に、一般的に原告に生じうる損害とは、結局のところ、転売先を見つけるための広告宣伝費や、転売先との交渉やゴルフ会員権の名義書換準備等のために必要となる実費（通信費、交通費等）及びこれらの活動のために必要となる人件費等の販売管理費等が考えられるといえるべきである。そしてかかる広告宣伝費、実費、人件費等についての平均的な損害にかかる具体的金額は必ずしも判然とし難いものの、原告自身が、本件契約で定められた「売買手数料」という名目の金額（売却希望金額の 2% 相当）につき、名義書換その他の手続代行手数料の意味合いを持つものであると説明していること…に照らしても、その損害額は、最大でも前記「売買手数料」の範囲内にとどまるものといえるべきである…が、他方でかかる費用をよりの確に減額認定するに足る証拠はない。 ◆なお原告は、値動きの激しいゴルフ会員権の売買契約においては、契約の拘束力を強めるような違約金設定がない限り、相場の騰落を見越した注文者からの安易なキャンセルを頻発しかねず、ゴルフ会員権業者に不測の損害を与えることを理由に、高額の違約金を定めた本件違約金特約も有効であるかのように主張するが、かかるゴルフ会員権業者側の必要性が、消費者契約法 9 条 1 号による「平均的な損害」の多寡に影響を与えるものであるとは考えられない（そもそも本件契約のような売買契約の予約契約は、原告のような消費者から、売却希望価格を指定されて事業者がその予約に応じるものの、相場が低落して買い手がいない場合には有効期間を徒過することで契約不成立に終わる一方、相場が高騰して購入希望者との売買差益が生じうる場合には、当該売買差益は原告が取得することを当然に

			約自体の公序良俗違反、消費者契約法 10 条又は同法 9 条 1 号による無効、もしくは消費者契約法 4 条 1 項 1 号による前記和解契約の取消、を主張して、和解金支払義務を争った事案。	予定した契約なのであり、原告が指摘するように原被告間の即時直接売買契約を回避することで、消費者たる被告においても、必要以上の安値売却を避けられるというメリットがあるにせよ、価格騰落による恩恵を専ら受け得るのは事業者たる被告だけという種類の契約である。かかる事情を考えれば、本件契約の締結後、さらに転売契約がなされて原被告間に売買契約が成立した後の撤回を強く規制する必要があるという原告の主張はもっともであるとしても、未だ転売契約が成立せず、売買契約の予約段階に過ぎない時点での当該予約契約の撤回は、ある意味やむを得ないところもあるといえるのであって、少なくともその場合において、ゴルフ会員権売買業者が、注文者に対し、同業者に生じうることのあるべき平均的損害以上のペナルティを与えることで、当該注文者を拘束したいとの思惑があるのであれば、かかる意向が法的保護に値するものであるとはいえない。)
10	東京地判平成 24 年 4 月 23 日 平 23 (レ) 774 号不当利得返還請求控訴事件	衣裳レンタル	◆控訴人が、ドレス等のレンタル店を営む被控訴人に対し、電話で本件ドレス等のレンタルを申し込み、代金を被控訴人名義の口座に振り込んだが、翌日本件ドレス等をレンタルしない旨連絡し、本件代金の返還を求めたところ、被控訴人が本件解約料条項を理由にこれを拒んだため、被控訴人に対し、本件レンタル契約は成立していないなどとして、不当利得返還請求権に基づき本件代金の返還を求めたが、原審は請求を棄却したため、控訴人が控訴し、本件解約料条項が消費者契約法 9 条 1 号に違反して無効である旨追加主張した事案。	◆ドレス等のレンタル契約の解除に伴い事業者が生ずる法 9 条 1 号所定の平均的な損害は、当該契約が解除されることによって当該事業者に一般的、客観的に生ずると認められる損害をいうものと解される。そして、具体的には、当該契約締結から解除までの期間中に当該事業者が契約の履行に備えて通常負担する費用、及び同期間中に当該事業者が他の顧客を募集できなかったことによる一般的、客観的な逸失利益（解除の時期がレンタル日の直近であるなどのため解除後に他の顧客を募集できなかったことによる逸失利益を含む。）がこれに当たるものと解される。 ◆控訴人は、挙式予定日より 4 か月弱前の時点で申込金を振り込んで本件レンタル契約を成立させ、その翌日にはこれを解約する意思表示（本件解約）をしたのであって、その契約締結から本件解除までの実質 1 日の期間中に、被控訴人が契約履行に備えて何らかの費用を通常負担するということはできず、また、そのような実質 1 日の期間中に、他の顧客を募集できなかったことにより、被控訴人が一般的、客観的に利益を逸失することもない。加えて、後者の点については、記録上、実際にも、上記実質 1 日の期間中に他の顧客から被控訴人に対して本件ドレス等のレンタルの申込みがあったなどの事情はうかがえず、また、・・・キャンペーン対象商品を含めたレンタル契約全体の実績からすると、レンタル予定日まで 120 日以内にレンタルの申込みがされたケースが 112 件中 22 件あること

				が認められるから、本件解約の時期が遅いために新たな申込みを受け付けることが困難であったといった事情もないといえる。 したがって、本件解約により被控訴人に生ずる平均的な損害はないというべきであって、本件解約料条項は、本件解約との関係では、法 9 条 1 号により無効であると認められる。
11	福岡高判平成 27 年 11 月 5 日 平 26 (ネ) 987 号解約金条項使用差止請求控訴事件 ※その後、X が上告したが、上告不受理。	冠婚葬祭 (互 助 会)	◆適格消費者団体 X が、Y の冠婚葬祭互助会契約にある契約解約時に手数料が差し引かれる旨の解約金条項は消費者契約法 9 条 1 号の「平均的な損害」の額を超える違約金を定めるものに当たるなどとして、同法 12 条 3 項本文による解約金を差し引くことを内容とする意思表示の差止め、契約書のひな型の破棄等を求めたところ、原審が請求を一部認容したため双方が控訴した事案。	◆本件互助会契約における「平均的な損害」(消費者契約法 9 条 1 号) とは、契約が解除されることによって一審被告に生ずる損失のうち、契約締結に要する費用、当該契約を締結したことによって生ずる費用及び役務履行のための準備としてなされる当該会員の管理に要する費用が含まれると認められる・・・。 ◆他方、役務提供に必要な費用や役務提供ができなくなったことによる逸失利益は損害に含まれないと解するのが相当である。本件互助会契約における月掛金は、本来的には、一審被告による具体的な冠婚葬祭等の役務提供を受けるための対価であって、役務の提供の請求前に本件互助会契約の解除をした当該会員との関係において、その支払った月掛金から結婚式場及び葬儀場の建設資金、冠婚葬祭の役務の提供に必要な什器、備品及び付属品等の購入資金、並びに結婚式場や葬儀場で具体的役務を執り行う従業員の確保及び教育のための費用のような具体的な冠婚葬祭等の役務の提供のための人的物的設備に要する費用を回収することは正当化されないというべきである。 ◆一審被告は、会員の募集をした上で、募集に応じた当該会員との間で役務利用契約を締結するのであるから、当該会員から役務の提供の請求を受ける前であっても、一審被告には、会員の募集に要する人件費が損害として生じているとみるのが相当である。本件互助会契約のような互助会契約では、互助会を構成する会員が一定数確保されることが全体のシステムを維持する上で不可欠であり、会員の募集にはある程度の費用をかけざるを得ないところであり、費用をかけて募集した会員が契約を解除した場合、当該会員を募集するために使用された費用は無駄なものとなるから、一審被告の損害となるというべきである。この費用について人件費を除外すべき理由はない。 また、会員の募集に要する人件費は、結果的に役務利用契約の締結に到らなかった者について生じた費用も含め、その全体が役務利用契約を締結

			した当該会員を獲得するために必要な費用であるというべきであるから、性質上個々の本件互助会契約との間における関連性が認められるものというべきである。したがって、会員募集に要する人件費は、本件において、「平均的な損害」に含まれるものと解される。 そして、…平成 24 年 2 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間に、会員募集の営業に従事する一審被告の従業員が獲得した契約件数は 4 万 6540 口であり、また、会員募集及び会員管理等の営業に従事する従業員に対し、会員募集のために支払われた人件費は 15 億 8623 万 4363 円であったことが認められるから、1 口あたりの募集のための人件費は 3 万 4083 円となる。 ◆一審原告は、営業用建物の使用に関わる費用は個々の契約の解除の有無にかかわらず被告が負担すべきものであり、「平均的な損害」の基礎とならないと主張する。 …営業用建物では、会員の募集及び役務履行のための準備として、来訪した顧客との契約締結、加入者証、小冊子等の送付事務、月掛金の集金・督促事務、会員からの問い合わせに対する回答、営業所長等管理職による会員募集事務担当者に対する教育等が行われていること、他方、会員の募集及び役務履行のための準備とは関わりが認め難い事務である、本社との打ち合わせ、一審被告従業員の業績の査定の業務等のためにも使用されていること、一審被告の営業所長等の管理職は、その仕事のうち 40%は会員募集に関する部下の指導、教育等の業務であり、また、30%が成約後の会員管理を行う者への指導、教育等の業務であり、残りの 30%は本社との打ち合わせや部下の業績の査定等の業務であることが認められる。 そうすると、営業用建物の使用に要する費用のうち、会員の募集及び役務履行のための準備として支出されたものについては、当該会員から役務の提供の請求を受ける前であっても発生しており、本件互助会契約が解除されることにより、一審被告にとって回収不能の支出となるものであるから、「平均的な損害」に含まれる必要経費に当たるといえるべきである。 そして、…一審被告が平成 24 年 2 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間に支出した、営業部門が使用している建物の減価償却費は合計 3942 万 6000 円であり、当該建物に関わる地代家賃は合計 1 億 1978 万 9160 円であり、当該建物の水道光熱費は合計 1624 万 1735 円であり、総合計額は 1 億
--	--	--	---

				7545 万 6895 円であり、…そのうち少なくとも 70%は会員の募集及び役務履行のための準備として支出されたものとみるのが相当であるから、当該費用は1 億 2281 万 9826 円（1 円未満切捨て）となる、また、同日時点における本件互助会契約の契約口数が 60 万 7426 口であったことが認められる。よって、営業用建物の使用に要する費用のうち、会員の募集及び役務履行のための準備として必要な費用は、1 口あたり 202 円となる。
12	京都地判平成 24 年 3 月 28 日 平 22（ワ）2498 号・平 23（ワ）918 号 解約違約金条項使用差止請求、不当利得返還請求事件	電気通信事業	◆電気通信事業等を営む事業者が消費者との間で締結している、基本使用料金を通常の契約の半額とし、契約期間を 2 年間の定期契約とする携帯電話利用サービス契約における、（1）2 年間の期間内（当該期間の末日の属する月の翌月を除く。）に消費者が契約を解約する場合には、原則として 9975 円（消費税込み）の解約金を支払わなければならないという条項及び（2）この契約が契約締結後 2 年が経過すると自動的に更新され、以後、消費者は、契約を解約するに際して、更新時期となる、2 年に 1 度の 1 か月間に解約を申し出ない限り、（1）と同額の解約金を支払わなければならないという条項が消費者契約法 9 条 1 号又は同法 10 条により無効であるとして、適格消費者団体の事業者に対する上記各条項の内容を含む意思表示についての差止めを求めるとともに、上記各条項に基づき解約金を事業者に対して支払った消費者らの不当利得の返還を求めた事案。	◆消費者契約における「平均的な損害」を超える損害賠償の予定又は違約金を定める条項を無効とした法 9 条 1 号の趣旨は、特定の事業者が消費者との間で締結する消費者契約の数及びその解除の件数が多数にわたることを前提として、事業者が消費者に対して請求することが可能な損害賠償の額の総和を、これらの多数の消費者契約において実際に生ずる損害額の総和と一致させ、これ以上の請求を許さないことにあると解すべきである。 ◆…消費者は、本来であれば毎月の基本使用料金として各料金プランごとに定まっている一定の金額（以下、これを料金プランの差を問わず「標準基本使用料金」という。）を被告に対して支払うべきところ、本件契約の締結に伴い、2 年間の契約期間内に中途解約しないことを条件として、契約期間の全期間にわたって基本使用料金の 50%の値引きを受けており（以下、これを料金プランの差を問わず「割引後基本使用料金」という。）、被告は、消費者が 2 年間の契約期間中に被告に対して継続した支払を行うことにより一定の期間に安定した収入を得られるのであれば、当該契約期間中は基本使用料金について割引を行っても採算に見合うと判断した上で、本件契約を締結した場合の割引率を 50%と設定したものと考えられる。 …そうすると、消費者が本件契約を契約期間内で中途解約した場合には、被告は、当該消費者に対し、現に標準基本使用料金の金額に相当する役務を提供したにもかかわらず、その対価としては割引後基本使用料金の支払しか受けていないこととなり、しかも、被告が継続して安定した収入を得られるという前提も存在しなくなったのであるから、この期間の標準基本使用料金と割引後基本使用料金との差額については、被告に生じた損害といえることができる。 ◆原告らは、被告が携帯電話利用サービスについて他の電気通信事業者との間で競争可能な「実質価格」は割引後基本使用料金であって、標準基本

				使用料金は単なる「表示価格」に過ぎないから、そもそも標準基本使用料金と割引後基本使用料金との差額を損害と捉えるべきではないと主張する。 しかし、消費者が被告に対して標準基本使用料金を支払うべき場合と割引後基本使用料金を支払うべき場合とで何ら条件の差異が存在しないとか、条件の差異があっても標準基本使用料金を支払う場合の条件が一方的に不利益なものであるためにそのような条件の下での FOMA サービス契約の締結を選択する者がおよそ存在しないような場合とかであればともかく（このような場合には、あえて高額な標準基本使用料金を支払う消費者がいることは考えられないから、標準基本使用料金が実質的な対価として機能していないことは明らかである。）、本件においては、被告は一定期間にわたって契約関係を継続するという条件を受け入れる顧客に限って、標準基本使用料金よりも安い割引後基本使用料金を提示し、このような条件を受け入れない顧客に対しては標準基本使用料金を提示しているのであって、標準基本使用料金を支払うべき顧客は、何ら特別な負担なく随時に FOMA サービス契約を解約できるという、顧客にとって有利な条件を享受することができるのであるから、本件契約を締結せずに標準基本使用料金を支払って FOMA サービス契約を締結する者がおよそ存在しないとは考えられず、標準基本使用料金が実質的な対価として機能していないなどということとはできない。この点は、現実には顧客の大多数が本件契約を締結して被告に対し割引後基本使用料金を支払っているという事実が存在するとしても、そのことによって左右されるものではない。 …被告においては、標準基本使用料金が実質的な対価として機能しているというべきであって、これと割引後基本使用料金との差額を損害とみることができるから、この点に関する原告らの主張には理由がない。
13	東京地裁平成 29 年 3 月 29 日 平成 26 年 (ワ) 第 5393 号不当利得返還 請求事件	電気通信 事業	◆電気通信事業等を目的とする株式会社である被告との間のケーブルテレビ及びインターネット利用サービス等に係る加入契約を期間満了前に解約して解約料 8500 円及び解約月の月額利用料全額を支払った原告が、被告に対し、同契約の解約料条項は消費者契約法 9 条又は 10 条後段により無効であり、	◆…1 か月当たりのテレビ契約、ネット契約及び電話契約の各基本料金、1 か月当たりの 3 契約を合わせて締結した場合の通常セットプランの基本料金（以下「標準基本料金」という。）並びに 1 か月当たりの本件プランによる基本料金（以下「割引基本料金」という。）は次の（ア）から（カ）までのとおり認められ、そうすると、標準基本料金と割引基本料金の差額は、1843 円（税込み 1935 円）となる。 …一戸建てに居住する顧客が被告との間で平成 21 年 4 月から平成 22

			また、利用していない日の利用料を徴収するのは法律上の原因を欠くなどとして、不当利得の返還を求めるとともに、被告の説明義務違反や被告の担当者の不適切な対応等を主張して、不法行為及び使用者責任に基づく損害賠償を求めた事案。	年6月までの間に本件契約を締結し、一度更新した本件契約について、更新された月からの経過月数ごとの解約数に、それぞれの経過月数を乗じて、加重平均した月数は、12.7か月となると認められる。そうすると、一度更新した本件契約の解約に伴い被告に生ずべき平均的損害は、前記の1843円（税込み1935円）に前記の12.7か月を乗じた2万3406円（税込み2万4576円）であると認められ、本件解約料はこれを下回るから、…本件解約料が同平均的損害を超えるものとはいえない。 ◆原告は、…契約の継続期間が長いほど損害額が増加するというのは不合理であると主張する。この主張は、解約の時期により区分してその区分毎の平均的損害を算定した上で、契約時から解除までの期間が短い場合の平均的損害と比べ、契約時から解除までの期間が長い場合の平均的損害が増加することを前提としていると見ることができるところ、…本件プランが2年間の契約であり、2年間契約の解約をしないことにより通常セットプランより基本料金を安くする一方で、契約期間の満了前に契約の解約をした場合には本件解約料が発生するとの本件プランの内容に加え、…本件プランにより2年間で得られる割引基本料金、契約期間の満了前に解約された場合の標準基本料金と割引基本料金との差額の合計額、本件プランにより獲得することができる見込みの契約者数、契約者の負担や、被告のサービス提供に要する人的及び物的負担などを総合して本件プランを設計したものと認められることを考慮すると、本件プランは、割引基本料金、契約の期間、本件解約料が一体となって、これらのバランスの上で成り立つ商品と見ることができる。そうすると、平均的損害を算定する際にも、商品としては、2年の期間全体における利益を考慮しなければならないといえるため、解約の時期毎の損害を対比することは相当ではない…。
14	大阪地判平成14年7月19日 平13（ワ）9030号損害賠償請求事件	新古車販売	◆登録済未使用車（いわゆる新古車）の売買契約、消費者の都合で解約された場合の損害賠償金の支払いが争われた事案。	◆本件では、被告による本件売買契約の撤回（解除）がなされたのは契約締結の翌々日であったこと、弁論の全趣旨及び証拠（被告本人）によれば、原告担当者は、本件売買契約締結に際し、被告に対し、代金半額（当初全額と言っていたが、被告が難色を示したため、半額に訂正した）の支払を受けてから車両を探すと言っていたことが認められることなどからすれば、被告による契約解除によって事業者である原告には現実に損害が生じているとは認められないし、これら事情のもとでは、販売業者である原告に通常何らかの損害が発生しうるものとも認められない。

				◆原告は、本件売買契約の対象車両は既に確保していたとするが、それを認定するに足りる証拠はない上、仮にそうであったとしても、被告に対してそのことを告げていたとは認められないし、また、被告の注文車両は他の顧客に販売できない特注品であったわけでもなく、被告は契約締結後わずか2日で解約したのであるから、その販売によって得られたであろう粗利益（得べかりし利益）が消費者契約法9条の予定する事業者が生ずべき平均的な損害に当たるとはいえない。 ◆もっとも、厳密に言えば、原告が取引業者との間で対象車両の確保のために使用した電話代などの通信費がかかっているといえないこともないが、これらは額もわずかである上、事業者がその業務を遂行する過程で日常的に支出すべき経費であるから、消費者契約法9条の趣旨からしてもこれを消費者に転嫁することはできないというべきである。
15	横浜地判平成21年7月10日 平19（ワ）2840号報酬契約金請求事件	弁護士	◆弁護士である原告が、被告から委任を受けた後、解任されたことに関し、未払着手金の支払を求めるとともに、いわゆるみなし成功報酬特約又は民法130条に基づくみなし条件成就を主張して、成功報酬の支払を求めた事案。	◆このような損害としては、①当該事件処理のために特別に出捐した代替利用の困難な設備、人員整備の負担、②当該事件処理のために他の依頼案件を断らざるを得なかったことによる逸失利益、③当該事件に係る委任事務処理費用の支出、④当該事件処理のために費やした時間及び労力、⑤本件委任契約の定める報酬を得ることができなかった逸失利益などが考えられる。 ◆まず、消費者契約法9条1号が典型的に想定しているのは、上記①、②のような損害であると解されるが、通常の利用者の業務態勢を想定した場合に、本件遺産分割調停事件の受任のためにこのような損害が通常発生するとは言い難いから、これを平均的損害に加えることはできない。 ◆次に、上記③、④は、通常、着手金によって賄うことが予定されているものと解されるから（本件においても、現実に着手金によって賄われる範囲に収まっている。）、みなし成功報酬によって賄われるべき損害に加えることはできないというべきである。 ◆最後に、上記⑤は、これをそのまま平均的損害に加えてしまうと、中途解除に係る損害賠償額の予定又は違約金を適正な限度まで制限することを意図する消費者契約法9条1号の趣旨が没却されてしまうことは明らかである。
16	東京地裁立川支部平成23年4	弁護士	◆弁護士法人である被告法人と債務整理委任契約を締結した多重債務者である原告が、	◆弁護士との間の委任契約が、委任事務の履行が履行される前に、受任者である弁護士の帰責事由によって終了したときは、原則として弁護士は報

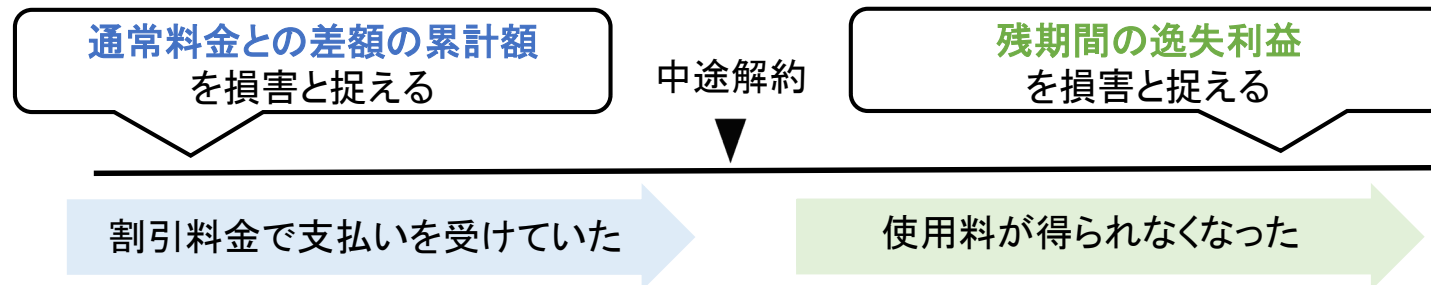
	月 25 日 平 22 (ワ) 1812 号損害賠償等請 求事件		被告法人は不当に本件委任契約を解除した などとして、被告法人に対し、同契約の錯誤 無効に基づく不当利得又は解除による預り 金の返還を求めるとともに、被告法人の代表 社員で弁護士である被告から誹謗中傷を受 けたなどとして、被告らに対し、損害賠償を 求めた事案。	酬を請求できないというべきであり、本件委任は、自己破産申立てという 受任事務の履行がされないまま、被告法人の帰責事由によって、終了した から、被告法人は本件委任に基づく報酬全額を請求することはできないと いうべきである。 …他方、弁護士との間の委任契約が、委任事務の履行が履行される前 に、受任者である弁護士の帰責事由によって終了したときであっても、終 了までの間に委任の趣旨に沿って、一部の事務が処理されている場合には、 当初予定された事務全体に対する処理済みの事務の割合やその内容 (一部の事務が処理されたことによって、委任者が得た利益、全体の事 務と一部の事務の可分性等) に照らし、これに相当する限度では、報酬の 請求を妨げられないと解するのが相当である。 ◆そこで、被告法人が一部でも報酬を請求し得ないか、検討するに、…① 本件委任は、自己破産の申立てとともに過払金の回収も目的としていると ころ、被告法人は過払金 42 万 3585 円を回収し、その限りでは被告法人の 事務処理の結果、原告は利益を受けていること、②被告法人の辞任によっ て、原告は改めて別の弁護士に債務整理を委任せざるを得ず、債務整理の 業務をやり直さざるを得ないが、被告法人は、原告の自己破産申立てのため、 貸金業者からの取引履歴等の取寄せ、原告に書面による照会の方法によ る事情聴取、資料収集の指示等を行い、辞任後は、原告から預託を受けた 資料を返還しており、その限りでは、被告法人の業務による結果を、今 後の債務整理で再利用することも可能であること、③被告法人の辞任に至 るまでの債務整理の業務は、原告の経済的更生を図る観点から見て、後見 的な配慮が不十分な点があったこと、④原告にも本件分割金の未払や資料 の提出に至らぬ点があり、そのため、被告法人の事務の負担が増したこと も否定できないことを考慮すれば、過払金の回収につき過払金の 21 パー セント…に相当する金 8 万 8952 円を、実費として通常必要となる金額 (交 通費、通信費、予納金、コピー代等) も斟酌して金 11 万 5500 円をそれぞ れ報酬 (消費税込み) として定めて、合計 20 万 4452 円を被告法人の報酬 (消費税込み) として、本件預り金から控除するのが相当である。この限 度であれば、その金額が消費者契約法 9 条 1 号の「平均的な損害」を超え ることもないというべきである。
17	平成 24 年 5 月	行政書士	◆行政書士である原告に対して在留資格に	◆本件委任契約について、これと同種の消費者契約の解除に伴い生ずる平

	29 日 東京地裁 平 23 (ワ) 38990 号・平 23 (ワ) 41357 号 損害賠償請求事 件、不当利得返 還等反訴請求事 件		関する申請書類の作成等の事務を委任した被告は、本件委任契約を解除した際に原告の事務所から不正な目的をもって同委任契約に関する書類を持ち出したと主張して、原告が、被告に対し、不法行為に基づき慰謝料等の支払を求めた（本訴）ところ、被告が、本件委任契約を解除したと主張して、原告に対し、不当利得返還請求権に基づき既払報酬の返還を求めるとともに、原告の本訴提起は訴権の濫用であるなどと主張して、不法行為に基づき慰謝料等の支払を求めた（反訴）事案	均的な損害とは、本件事務と同種の書類作成等の事務を行政書士に委任した依頼者がこれを解除することによって当該行政書士に一般的、客観的に生ずると認められる損害をいう。 ◆…このような損害として、当該事務処理のために要した費用や労力が想定されるところ（なお、報酬を得ることができない逸失利益については、これを平均的な損害に加えると、損害賠償額の予定又は違約金を適正な限度で制限するために設けられた上記規定の趣旨に反することになり、これに含まれないというべきである。）、これを本件委任契約についてみると、…原告は、被告から本件事務を受任するに当たり、必要な事情の聴取や相談業務を行ったものの、本件事務に係る書類の作成自体は、被告から、交際相手との婚姻に必要とされる書類が提出されることを前提としていたが、これが提出される前に、本件委任契約が解除されたことが認められる。これによると、本件委任契約は、原告において上記書類の作成事務に着手する前に解除されたものとみられるから、これに関する費用の支出や労力は、上記の平均的な損害に含まれないことになる。そうすると、結局、原告において上記の事情聴取と相談業務に要した労力の限度で、平均的な損害が生じたというべきであり、その額は、弁護士の法律相談に係る相談料の標準的な額（乙 7）と比較しても、1 万円を超えることはない認められ、既払報酬 10 万 5000 円のうち、9 万 5000 円を超える部分は、無効というべきである。
--	--	--	---	--

※本資料は、第 1 回解約料の実態に関する研究会の「資料 3 解約料に関する現状等について」17 頁で取り上げた裁判例について、消費者庁において暫定的に取りまとめたものである。

(参考)携帯電話利用契約に関する裁判例

- かつて、【毎月の基本使用料が半額】となる代わりに【2年間の定期契約＋中途解約時の違約金9975円】という条件のプランが存在。
- 違約金の適法性が争われた裁判例では、「平均的な損害」について、複数の考え方が示された。 ※なお、電気通信事業法の改正(2019年)により、違約金に関しては立法的な対処がされている。



通常料金との差額の累計額		・ 京都地判H24.3.28 【12】 ・ 大阪高判H24.12.7 【12】の控訴審
残期間の逸失利益	(1月の売上一節約費) × 残期間	・ 京都地判H24.7.19 【4】
	(1月の売上一節約費) × 平均的な残期間	・ 大阪高判H25.3.29 【5】(【4】の控訴審) ・ 大阪高判H25.7.11 【3】(【2】の控訴審)
	固定費(基本使用料等) × 残期間	・ 京都地判H24.11.20 【2】

具体的な計算式もさまざま

※【 】内の番号は別添の裁判例リストにおける番号を指す。